

山口県報

平成22年
5月14日
(金曜日)

目次

告示	一
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	一
土地改良事業計画変更の認可(農村整備課)	一
保安林予定森林(岩国市)(森林整備課)	一
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(道路建設課)	二
急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	三
公告	三
平成二十二年消防設備士講習の実施(防災危機管理課)	三
国土調査の成果の認証(地域政策課)	四
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課)	四
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	五
契約の締結(農林水産政策課)	六
土地改良区役員届出(農村整備課)	六
県営伊陸西部地区経営体育成基盤整備事業(第一換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)	八
県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業(桶山換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)	九
基本測量の実施(監理課)	九
防府都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)	九
教委公告	〇
平成二十三年山口県公立学校教員採用候補者選考試験の実施	〇
選管告示	〇
政治団体の名称等	七
政治団体の異動事項	七
解散等に係る政治団体の名称等	七
資金管理団体の名称等	八

政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があつた資金管理団体の名称等



山口県告示第二百八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年五月十四日

土地改良区の名称	山口県知事	二井 関成
宇部市上小野土地改良区	認可年月日	平成二二、四、二六

山口県告示第二百九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年五月十四日

土地改良区の名称	施行地区	事業の種類	認可年月日
宇部市上小野土地改良区	上小野地区	土地改良施設の管理	平成二二、四、二六
		山口県知事	二井 関成

山口県告示第二百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があつた。

平成二十二年五月十四日

保安林予定森林の所在場所	山口県知事	二井 関成
岩国市錦町宇佐郷字年号一七九、字向井二四〇、二四一、字砂島二〇六三、美川町		

四馬神字市井原一八七、字小杉谷二二八、一三二〇の二、一三二二、一三二五、一三二六の二、一三三〇の二、字萩原一三三三の二、一三三三の二、一三三三の二、一三三三の二、一三三三の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 岩国市錦町宇佐郷字向井二四一・字砂島二〇六三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百一十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、県道山口宇部線道路改良(小郡トンネル)工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十二年五月十四日

山口県知事 二井 関 成

一 県道山口宇部線道路改良(小郡トンネル)工事

(一) 工事場所 山口市小郡上郷字円座から同市小郡下郷字迫田式までの間

(二) 工事の概要

名	称	数	量

トンネル照明設備

四一九基

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十年山口県告示第五百八十九号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が電気工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(電気工事業に係るものに限る。))を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十二年五月十三日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(の電気工事の数値が八百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県防府土木建築事務所山口支所 山口市神田町六番十号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

周南市鼓海二丁目一八の二四
財団法人周南地域地産産業振興セン
ター

三 講習の科目

- (一) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項
- (二) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項
- (三) 効果測定

四 講習の一部免除

- 一の種類の講習を受けた後六月以内に他の種類の講習を受けようとする者は、三の(一)に掲げる科目の受講を免除する。

五 受講申請書の提出期間及び提出先

平成二十二年七月二十日(火曜日)から同年八月二十日(金曜日)までの間に、山口市葵二丁目五番六九号(郵便番号七五三〇八二二) 財団法人山口県消防設備協会に提出すること。

六 提出書類

(一) 受講申請書

- (二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

七 受講手数料

講習区分ごとに七千円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 その他

受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本部、山口市滝町一番一号 山口県総務部防災危機管理課(電話〇八三一九三三―二三六〇)又は財団法人山口県消防設備協会(電話〇八三一九三三―七七七八)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一四六) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十二年五月十四日

山口県知事 二井 関成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	平成二十一年四月二十三日から平成二十一年十二月十四日まで	下関市地籍図 下関市地籍簿	豊北町大字田耕の一部
山口市	平成二十一年四月二十二日から平成二十一年八月二十日まで	山口市地籍図 山口市地籍簿	仁保下郷の一部
"	平成二十一年四月二十二日から平成二十一年八月二十五日まで	" "	小郡上郷の一部
"	平成二十一年四月二十二日から平成二十一年八月二十六日まで	" "	徳地鯖河内及び徳地柚木の各一部
長門市	平成二十一年五月二十四日から平成二十一年一月二十七日まで	長門市地籍図 長門市地籍簿	仙崎及び東深川の各一部
阿東町	平成二十一年四月二十二日から平成二十一年十一月二十五日まで	阿東町地籍図 阿東町地籍簿	大字生雲中の一部

二 認証年月日

平成二十二年五月十四日

(一四七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十二年六月十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年五月十四日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十二年四月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人 Chaobanbina
代表者の氏名 奥谷 祐司
主たる事務所の所在地 宇部市新天町一丁目二番三六号

(二四八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款は、平成二十二年六月二十一日までの間、山口県環境生活部県民生生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。
 平成二十二年五月十四日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあつた年月日
 平成二十二年四月二十一日
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人熊毛清風会
 代表者の氏名 村上 秀夫
 主たる事務所の所在地 周南市大字清尾三二三番地

(二四九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成二十二年五月十四日から同年九月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市経済観光部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
 平成二十二年五月十四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 シーモール下関ショッピングセンター
 所在地 下関市竹崎町四丁目一の二
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 株式会社下関大丸 下関市竹崎町四丁目四番一〇号 平井 健二
 下関商業開発株式会社 " " 八号 吉田 実

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変	更	前	変	更	後
---------	---------------------------	---	---	---	---	---	---

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	有限会社ヒサ	太田トシ子	太田 眞基
---------------------------	--------	-------	-------

四 届出年月日
 平成二十二年四月二十日
 五 変更年月日
 平成二十一年六月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 シーモール下関ショッピングセンター
 所在地 下関市竹崎町四丁目一の二
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 株式会社下関大丸 下関市竹崎町四丁目四番一〇号 平井 健二
 下関商業開発株式会社 " " 八号 吉田 実

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変	更	前	変	更	後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社プルミエ	福岡市博多区東光二丁目一〇番三号	福岡市博多区吉塚八丁目八番三六号				

四 届出年月日
 平成二十二年四月二十日
 五 変更年月日
 平成二十一年七月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 シーモール下関ショッピングセンター
 所在地 下関市竹崎町四丁目一の二
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 株式会社下関大丸 下関市竹崎町四丁目四番一〇号 平井 健二
 下関商業開発株式会社 " " 八号 吉田 実

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項		変更前		変更後	
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
亀田 大輔	亀田 大輔	亀田 大輔	亀田 大輔	亀田 大輔	亀田 大輔
株式会社五郎	株式会社五郎	株式会社五郎	株式会社五郎	株式会社五郎	株式会社五郎
株式会社みやもと	株式会社みやもと	株式会社みやもと	株式会社みやもと	株式会社みやもと	株式会社みやもと
桑原 芳雄	桑原 芳雄	桑原 芳雄	桑原 芳雄	桑原 芳雄	桑原 芳雄
窪井 雅和	窪井 雅和	窪井 雅和	窪井 雅和	窪井 雅和	窪井 雅和
園川 浩	園川 浩	園川 浩	園川 浩	園川 浩	園川 浩
コーディネーターマリオン有限公司	コーディネーターマリオン有限公司	コーディネーターマリオン有限公司	コーディネーターマリオン有限公司	コーディネーターマリオン有限公司	コーディネーターマリオン有限公司
株式会社ぶいけ	株式会社ぶいけ	株式会社ぶいけ	株式会社ぶいけ	株式会社ぶいけ	株式会社ぶいけ
株式会社ハリケーン	株式会社ハリケーン	株式会社ハリケーン	株式会社ハリケーン	株式会社ハリケーン	株式会社ハリケーン
園川 浩	園川 浩	園川 浩	園川 浩	園川 浩	園川 浩
コーディネーターマリオン有限公司	コーディネーターマリオン有限公司	コーディネーターマリオン有限公司	コーディネーターマリオン有限公司	コーディネーターマリオン有限公司	コーディネーターマリオン有限公司
株式会社ぶいけ	株式会社ぶいけ	株式会社ぶいけ	株式会社ぶいけ	株式会社ぶいけ	株式会社ぶいけ
株式会社ハリケーン	株式会社ハリケーン	株式会社ハリケーン	株式会社ハリケーン	株式会社ハリケーン	株式会社ハリケーン
井崎 英一	井崎 英一	井崎 英一	井崎 英一	井崎 英一	井崎 英一
寺井 久晴	寺井 久晴	寺井 久晴	寺井 久晴	寺井 久晴	寺井 久晴
石川 修	石川 修	石川 修	石川 修	石川 修	石川 修
町一 博多区上川端	町一 博多区上川端	町一 博多区上川端	町一 博多区上川端	町一 博多区上川端	町一 博多区上川端
丁目五番六号	丁目五番六号	丁目五番六号	丁目五番六号	丁目五番六号	丁目五番六号
福岡市中央区大名二丁目一番四三三号	福岡市中央区大名二丁目一番四三三号	福岡市中央区大名二丁目一番四三三号	福岡市中央区大名二丁目一番四三三号	福岡市中央区大名二丁目一番四三三号	福岡市中央区大名二丁目一番四三三号
下関市彦島山中町一丁目五番一三三三号	下関市彦島山中町一丁目五番一三三三号	下関市彦島山中町一丁目五番一三三三号	下関市彦島山中町一丁目五番一三三三号	下関市彦島山中町一丁目五番一三三三号	下関市彦島山中町一丁目五番一三三三号
株式会社ハリケーン	株式会社ハリケーン	株式会社ハリケーン	株式会社ハリケーン	株式会社ハリケーン	株式会社ハリケーン
株式会社ぶいけ	株式会社ぶいけ	株式会社ぶいけ	株式会社ぶいけ	株式会社ぶいけ	株式会社ぶいけ
コーディネーターマリオン有限公司	コーディネーターマリオン有限公司	コーディネーターマリオン有限公司	コーディネーターマリオン有限公司	コーディネーターマリオン有限公司	コーディネーターマリオン有限公司
園川 浩	園川 浩	園川 浩	園川 浩	園川 浩	園川 浩
窪井 雅和	窪井 雅和	窪井 雅和	窪井 雅和	窪井 雅和	窪井 雅和
桑原 芳雄	桑原 芳雄	桑原 芳雄	桑原 芳雄	桑原 芳雄	桑原 芳雄
株式会社みやもと	株式会社みやもと	株式会社みやもと	株式会社みやもと	株式会社みやもと	株式会社みやもと
株式会社五郎	株式会社五郎	株式会社五郎	株式会社五郎	株式会社五郎	株式会社五郎
亀田 大輔	亀田 大輔	亀田 大輔	亀田 大輔	亀田 大輔	亀田 大輔

四 届出年月日
平成二十二年四月二十日
五 変更年月日

平成二十二年二月二十八日

(二五〇) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。
平成二十二年五月十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地
山口県下関水産振興局 下関市大和町一丁目一六番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び予定数量
電気 七百四十七万三千キロワット時
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成二十二年三月十九日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
中国電力株式会社 広島市中区小町四番三三三三号
- 六 落札金額(予定使用電力量の対価に相当する金額)
一億四百八十七万五千二百七十七円
- 七 入札公告日
平成二十二年二月五日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県下関水産振興局長 藤山 泰司
 - (二) 調達方法
購入
 - (三) 落札方式
最低価格
- (二五一) 土地改良区の役員の名及び住所の届出
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十二年五月十四日

一 就任した役員

土地改良区 of 名称 理事の別 氏名 住 所

下関市安岡土地改良区 理事 藤永 勝文 下関市大字蒲生野二八六
 宇部市上小野土地改良区 理事 末田 昭男 宇部市大字小野三七七四

末廣	晴夫	三七六八の三
井上	基嗣	三六六〇
村岡	成人	三八六八
石川	勝美	八二一
光永	猛	三五六六
古谷	孝之	三七〇八
金子	龍彦	二〇九五
石井	良治	二二六四
金子	昇	二四七八
金子	芳正	二二一一
志賀	高雄	二二九九
志賀	研治	二二八九
岩本	洋喜	二二九三
山尾	虎睦	大字榎小野一四四
原田	哲成	一一八五
原田	雅昭	五五八
山田	一夫	一四五五
藤永	良博	二二〇
山尾	昭	一一三
金子	清美	一四二の一
徳重	明彦	一〇四五
井上	正	一〇四七の三
渡邊	芳行	五〇五
重本	衛	九五四
原田	裕臣	六四〇
原田	文三	七〇五

山口県知事 二井 関成

山口市二島東土地改良区 理事 西富 晟 山口市秋穂二島二二〇の五
 中川 晴吉 七〇四八
 山本 洋祐 七二四九の二
 小川 泰一 六九三五
 開地 雅 七六〇六
 開地 祥司 七六一一
 松西 仁 秋穂西四〇六
 磯部 勝義 三三三
 横沼 義孝 秋穂二島七六五九
 原田 時房 六八一七
 安田 智允 秋穂西三八二
 河谷 勝美 周南市大字安田六一〇の一
 田邑 正道 大字小松原三二二
 外山 信弘 四四二の一
 有松 敏男 六九八の七
 石光 主計 一一二二
 杉村 洋治 二二二四
 藤井 猛 二二二四
 藤村 信彦 四四五
 佐伯 伴章 大字中須北四一九
 高橋 俊明 四四四
 藤井 二三 一五八
 佐伯 寿彦 五六五
 高橋又十子 七二七
 佐伯 憲治 大字中須南二一〇五
 佐伯 清彦 大字中須北一八二五
 佐伯 俊和 下松市旗岡四丁目六番三号

原田 正之	七〇八
井上 征紀	大字小野三二七
金子 守	山口市嘉川五一五の一
樋垣 寛	宇部市大字榎小野二三七
田中 哲雄	六五九
西富 晟	山口市秋穂二島二二〇の五
中川 晴吉	七〇四八
山本 洋祐	七二四九の二
小川 泰一	六九三五
開地 雅	七六〇六
開地 祥司	七六一一
松西 仁	秋穂西四〇六
磯部 勝義	三三三
横沼 義孝	秋穂二島七六五九
原田 時房	六八一七
安田 智允	秋穂西三八二
河谷 勝美	周南市大字安田六一〇の一
田邑 正道	大字小松原三二二
外山 信弘	四四二の一
有松 敏男	六九八の七
石光 主計	一一二二
杉村 洋治	二二二四
藤井 猛	二二二四
藤村 信彦	四四五
佐伯 伴章	大字中須北四一九
高橋 俊明	四四四
藤井 二三	一五八
佐伯 寿彦	五六五
高橋又十子	七二七
佐伯 憲治	大字中須南二一〇五
佐伯 清彦	大字中須北一八二五
佐伯 俊和	下松市旗岡四丁目六番三号

平成二十二年五月十四日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

県営伊陸西部地区経営体育成基盤整備事業(第一換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年五月十七日から同年六月七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二五三) 県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業(桶山換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
 県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業の施行に係る桶山換地区の換地計画を定め
 たので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦
 覧に供します。

平成二十二年五月十四日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業(桶山換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年五月十七日から同年六月七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二五四) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省
 国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十二年五月十四日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

基本測量(標高データ及びオルソ画像作成)

二 作業の地域

下関市、山口市、防府市、下松市、岩国市、美祢市、周南市及び山陽小野田市

三 作業の期間

平成二十二年四月三十日から平成二十三年三月二十二日まで

一 作業の種類

基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量)

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

平成二十二年五月十日から平成二十三年三月三十一日まで

(二五五) 防府都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、防府都市計
 画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十二年五月十四日

山口県知事 二井 関成

一 開催の日時

平成二十二年六月九日(水曜日)午後七時

二 開催の場所

防府市緑町一丁目九番一号
 防府市文化福祉会館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

(一) 変更する防府都市計画道路三・三・一環状一号線
 次のとおりとする。

(二) 変更する防府都市計画道路三・三・五富海大道線
 次のとおりとする。

四 公述の申出の手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十二年六月二日(水曜日)
 までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述
 申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県土

木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成二十二年六月二日までの消印のあるものに限りません。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べる事ができます者を選定する事がありません。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限する事がありません。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べる事ができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―三七二五)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

防府市駅南町一三番四〇号

防府土木建築事務所

防府市寿町七番一号

防府市土木建設部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)



公 告

平成二十三年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の実施

平成二十三年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験を次のとおり実施します。

平成二十二年五月十四日

山口県教育委員会

一 目的

この試験は、平成二十三年度における教員(山口県公立学校教員の採用に関する規則(平成三年山口県教育委員会規則第三号)第一条に規定する教員をいう。)としての採用を志願する者について、その採用に当たっての選考資料とするために実施する

ものです。
 二 選考区分、校種等、教科(科目等)及び採用見込者数
 選考区分並びに試験を行う校種等、教科(科目等)及び採用見込者数は、次の表のとおりです。

選考区分	校種等	教科(科目等)	採用見込者数
小 学 校	校	国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健 体育 技術 家庭 外国語(英語)	百一十三人程度
中 学 校	校	国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健 体育 技術 家庭 外国語(英語)	五十六人程度 理科 十五人 数学 十二人 社会 及び 保健 体育 六人 国語 五人 音楽 及び 外国 語 四人 美術 二人 程度 その他 一人
高 等 学 校	校	国語 地理 歴史(日本史 地理) 物理 化学 生物 地学 芸術(美術) 英語 科(機械系) 電気系 土木建築系 産(機械系) 保健 数学 家庭 体育 商業 工業 水産	五十四人程度 数学 十二人 国語 及び 外国 語 七人 程度 その他 一人 保健 体育 及び 工業 七人 系(機械系) 三 人 理科 四 人 地理 及び 商 業 三 人 程度 その他 一人 本 史 地 理 三 人 程度 その他 一人 工業(生物) 及 び 電 気 系 三 人 程度 その他 一人 科(機械系) 三 人 程度 その他 一人 科(機械系) 三 人 程度 その他 一人

考 対 身 害 考 した 選 選	考 対 身 害 考 した 選 選	考 対 身 害 考 した 選 選	考 対 身 害 考 した 選 選	考 対 身 害 考 した 選 選	考 対 身 害 考 した 選 選	考 対 身 害 考 した 選 選	考 対 身 害 考 した 選 選	考 対 身 害 考 した 選 選	考 対 身 害 考 した 選 選	考 対 身 害 考 した 選 選	考 対 身 害 考 した 選 選	考 対 身 害 考 した 選 選	考 対 身 害 考 した 選 選	考 対 身 害 考 した 選 選
高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)	中学校(特別支援学校の中学部を含む。)	小学校(特別支援学校の小学部を含む。)	特別支援学校高等部	特別支援学校高等部	高等学校	中学校	小学校	中等学	高等学	中等学	小学校	特別支援学校高等部	特別支援学校中学部	特別支援学校小学部
一般選考に準ずる。	一般選考に準ずる。	一般選考に準ずる。	理療	保健体育 芸術(美術)	音楽 美術 保健体育	一般選考に準ずる。	一般選考に準ずる。	一般選考に準ずる。	一般選考に準ずる。	一般選考に準ずる。	一般選考に準ずる。	高等学校に準ずる。	中学校に準ずる。	
若干人	若干人	若干人	二人程度	若干人	若干人	若干人	若干人	若干人	若干人	若干人	若干人	二十人程度	一人程度	一人程度

注 特別支援学校小学部、中学部及び高等部の校種等における採用者については、小学校、中学校及び高等学校との人事交流は行いません。

三 受験資格

(一) 一般選考
 教員としての採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。

- 1 次のいずれかに該当する者
 - (1) 昭和五十一年四月二日(高等学校の工業、商業及び水産の教科の志願者にあつては、昭和四十六年四月二日)以降に生まれた者
 - (2) 昭和四十一年四月二日以降に生まれ、現に他の都道府県において国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に在籍している教員(任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。)

(3) 平成二十二年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第二次試験の不合格者のうち総合成績がAであるもの(平成二十二年度と同一の選考区分の校種等の教科(科目等)を志願する場合に限る。以下「特別志願者」という。)

2 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)に基づき授与された各相当の普通免許状を有する者又は平成二十三年三月三十一日までに当該普通免許状を有する者となる見込みの者

3 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九条各号及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条各号並びに民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者のいずれにも該当しない者

4 特別支援学校小学部、中学部及び高等部の志願者にあつては、教育職員免許法に基づき授与された盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校の教員の普通免許状を有する者又は平成二十三年三月三十一日までに当該普通免許状を有する者となる見込みの者

(二) 社会人特別選考

教員としての採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。

- 1 現に民間企業等に五年以上継続勤務している者
- 2 昭和四十六年四月二日以降に生まれた者又は特別志願者
- 3 (一)の2及び3に掲げる者

(三) スポーツ・芸術特別選考

教員としての採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。

- 1 次のいずれかに該当する者
 - (1) オリンピック競技大会、世界選手権大会等の国際的な規模のスポーツの競技会に日本代表選手として出場した者又は日本選手権大会等の全国的な規模のスポーツの競技会に出場して四位以内に入賞し、かつ、その競技に係る技能を一定の期間維持した者(団体が競技する種目にあつては、正選手であつた者に限る。)

(2) 芸術の分野における国際的なコンクール、展覧会等において優秀な成績を収めた者又は全国的なコンクール、展覧会等において極めて優秀な成績を収めた者

2 昭和五十一年四月二日以降に生まれた者又は特別志願者

3 (一)の2及び3に掲げる者

(四) 理療科教諭特別選考

教員としての採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。

1 次のいずれかに該当する者

- (1) (一)の2に掲げる者
- (2) あん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証及びきゅう師免許証を有し、あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師として五年以上の実務経験を有する者

2 次のいずれかに該当する者

- (1) 昭和四十六年四月二日以降に生まれた者
- (2) 昭和四十一年四月二日以降に生まれ、現に他の都道府県において国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に在籍している教員(任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。)

(五) 身体障害者を対象とした選考

- 1 教員としての採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。
- 2 身体障害者手帳の交付を受けている者
- 3 職務の遂行について介護を要しない者

4 受付の期間等

平成二十二年五月十四日(金曜日)から同年六月四日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます(郵送の場合は、六月四日までの消印のあるものに限ります。))。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「教員志願書類在中」の表示並びに試験地、選考区分、校種等及び教科名を朱書きし、平成二十二年五月三十一日以降は、すべて速達としてください。

五 志願手続

志願者は、次に掲げる書類等を、山口県教育庁教職員課(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一))に提出してください。

ただし、(七)に掲げる書類のうち、合格を証明できる書類の写し又は成績を証明できる書類の写しの提出者は、第一次試験の初日に(七)に掲げる書類の原本を持参してください。

なお、(一)から(五)までに掲げる書類は、山口県教育委員会が作成した用紙を使用してください。

- (一) 教員採用志願書
- (二) 受験票
- (三) 志願登録票

(四) 自己推薦票

- (五) 社会人、スポーツ・芸術、理療科教諭特別選考志願者申告票
- (六) 現に国公立学校又は私立学校に在籍している教員(任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。)(にあつては、その所属する学校の校長が発行する在職証明書

(七) 中学校及び高等学校の外国語(英語)の志願者のうち次の表の上欄に掲げるもの(以下「特定資格保有者」という。)(にあつては、同表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める書類

区 分	書 類
財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定一級合格者	同協会の発行する合格証明書(開封無効)又は合格を証明できる書類の写し
国際教育交換協議会が実施するTOEFLにおいて五百九十点以上(コンピュータ版のものにあつては二百四十三点以上)、インターネット版のものにあつては九十七点以上)を取 得した者	成績を証明できる書類の写し
財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施するTOEICにおいて八百六十点以上を取得した者	成績を証明できる書類の写し

(八)

スポーツ・芸術特別選考の志願者にあつては、競技歴並びに入賞した競技会、コンクール等の正式名称、主催者、開催の年月日、開催の場所及び成績を記載した書面並びに当該成績を確認することができる書類の写し(当該書面及び書類の写しの用紙の大きさは、日本工業規格A列四とする。)

六 インターネットを利用する方法による志願手続

- (一) 一般選考の志願者(五の(六)及び(七)に規定する者を除く。)(は、インターネットを利用する方法により志願することができます。

(二) 志願の受付の期間

平成二十二年五月十四日(金曜日)(午前九時から同月二十八日(金曜日)(午後五時まで)

七 志願上の留意点

- (一) 志願書類等が不備であるものは、受理しません。
 - (二) 受験票は、七月上旬に送付します。
 - (三) 志願は、二の表に掲げる校種等の教科(科目等)のいずれかに限りすることができます。
- ただし、次に掲げる場合は、この限りではありません。

平成二十二年七月十七日(土曜日)	筆記試験		受	期日
	教 科 専 門	諸	実 施 事 項	
		職 専 門 絡 付		
特 定 資 格 保 有 者	小 学 校 の 志 願 者 (中学校の音楽、美術、保健体育、技術、家庭及び外国語の志願者(特定資格保有者を除く。))、 等 学 校 の 保 健 体 育 志 願 者 (中学校及び高等学校の保健体育、芸術、外国語及び家庭の志願者(特定資格保有者を除く。))並びに養護教諭の志願者)	午 前 十 時 十 分 前 十 一 時 十 分 まで 午 後 零 時 二 十 分 前 十 一 時 十 分 まで 午 後 零 時 二 十 分 前 十 一 時 十 分 まで 午 後 零 時 二 十 分 前 十 一 時 十 分 まで	午 前 九 時 十 分 前 十 時 十 分 まで 午 前 十 時 十 分 前 十 一 時 十 分 まで 午 後 零 時 二 十 分 前 十 一 時 十 分 まで 午 後 零 時 二 十 分 前 十 一 時 十 分 まで	

注 / 特別志願者に対しては、第一次試験を免除します。
 2 特別支援学校小学部は小学校、中学部は中学校、高等部は高等学校の試験地でそれぞれ受験することになります。
 3 中学校(数学 理科)及び高等学校(数学 理科 工業 商業 水産)の志願者は、第一次試験について、山口県又は神奈川県内のいずれかの試験地を選ぶことができます。

十一 試験の実施事項及び日程
 (一) 第一次試験
 1 一般選考及び身体障害者を対象とした選考

第二次試験	平成二十二年八月二十八日(土曜日)及び同月二十九日(日曜日)	山口県	神奈川県	一般選考	療科教論	入ボ一ツ・ソ	社会人	特別支援学校高等部(理療)	術)高等学芸校	術)音楽美術保校	る)一般選考に準ずる(教科)学	高等学	山口県立山口中央高等学校	山口市宮島町六番一号
養護教諭	中等学校	山口県立防府高等学校	防府市岡村町二番一号	中等学校	山口県立防府高等学校	防府市岡村町二番一号	防府市中央町三番一号	中等学校	山口県立防府高等学校	防府市岡村町二番一号	防府市中央町三番一号	中等学校	山口県立防府高等学校	防府市岡村町二番一号

平成二十二年七月十八日(日曜日)	筆記試験		受	期日
	面 接 試 験	諸	実 施 事 項	
		職 専 門 絡 付		
特 定 資 格 保 有 者	小 学 校 の 志 願 者 (中学校の音楽、美術、保健体育、技術、家庭及び外国語の志願者(特定資格保有者を除く。))、 等 学 校 の 保 健 体 育 志 願 者 (中学校及び高等学校の保健体育、芸術、外国語及び家庭の志願者(特定資格保有者を除く。))並びに養護教諭の志願者)	午 前 十 時 十 分 前 十 一 時 十 分 まで 午 後 零 時 二 十 分 前 十 一 時 十 分 まで 午 前 九 時 十 分 前 十 時 十 分 まで 午 前 十 時 十 分 前 十 一 時 十 分 まで	午 前 九 時 十 分 前 十 時 十 分 まで 午 前 十 時 十 分 前 十 一 時 十 分 まで 午 後 零 時 二 十 分 前 十 一 時 十 分 まで 午 後 零 時 二 十 分 前 十 一 時 十 分 まで	

注 / 現に他の都道府県において一般選考に相当する選考区分又は身体障害者を対象とした選考に相当する選考区分により採用されて国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に在籍している教員(任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。)に対しては、教職専門に係る筆記試験を免除します。
 2 特定資格保有者に対しては、教科専門に係る筆記試験の一部を免除します。
 3 特別支援学校小学部、中学部及び高等学校の志願者の教科専門及び実技は、小学部は小学校、中学部は中学校、高等部は高等学校でそれぞれ受験することになります。

2 社会人特別選考、スポーツ・芸術特別選考及び理療科教諭特別選考

第二次試験	平成二十二年七月十八日(日曜日)	山口県	神奈川県	一般選考	療科教論	入ボ一ツ・ソ	社会人	特別支援学校高等部(理療)	術)高等学芸校	術)音楽美術保校	る)一般選考に準ずる(教科)学	高等学	山口県立山口中央高等学校	山口市宮島町六番一号
養護に関する実技(養護教諭の志願者)	中等学校	山口県立防府高等学校	防府市岡村町二番一号	中等学校	山口県立防府高等学校	防府市岡村町二番一号	防府市中央町三番一号	中等学校	山口県立防府高等学校	防府市岡村町二番一号	防府市中央町三番一号	中等学校	山口県立防府高等学校	防府市岡村町二番一号

試験の項目	筆記試験					試験の内容	評価の視点
	養護教諭	高等学校及び特別支援学校高等部	中学校及び特別支援学校中等部	小学校及び特別支援学校小学部	専門(科目等)		
養護教諭	養護教諭の職務	衛生学、解剖学、生理学、栄養学、精神保健、学校保健	志願する教科及び科目等	志願する教科及び科目等	国語、社会、算数、理科	教育法規、教育原理、教育心理学、学習指導、生徒指導、一般教養及び特別支援教育	教員として必要な教職専門分野に関する知識及び理解
特別支援教育	特別支援教育	特別支援教育	特別支援教育	特別支援教育	特別支援教育	特別支援教育	特別支援教育の指導に必要な専門的知識及び理解
ポル運動	ポル運動	ポル運動	ポル運動	ポル運動	ポル運動	ポル運動	試験の内容の理解
器械運動	器械運動	器械運動	器械運動	器械運動	器械運動	器械運動	試験の内容の理解
水泳	水泳	水泳	水泳	水泳	水泳	水泳	試験の内容の理解
陸上	陸上	陸上	陸上	陸上	陸上	陸上	試験の内容の理解
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	試験の内容の理解

十二 試験の内容並びに評価及び選考の方法
 (一) 試験の項目及び評価の視点
 1 第一次試験
 (1) 一般選考及び身体障害者を対象とした選考

面接	小論文	適性検査	諸連絡	受付	期日
面接 個人面接 II	面接 集団面接	小論文	適性検査	諸連絡	受付
午前九時三十分から午後五時二十分まで	午前十一時二十分から午後五時二十分まで	午前九時十分から午前十時十分まで	午前八時五十分から午前九時五十分まで	午前八時から午前八時五十分まで	午前八時から午前八時五十分まで

面接試験	面接試験	試験の項目	内容	評価の視点
B	A	個人面接	個人面接	表現力、判断力、積極性、人間性、人権意識、倫理観等
		面接試験	面接試験	表現力、判断力、積極性、人間性、人権意識、倫理観等

(2) 社会人特別選考、スポーツ・芸術特別選考及び物理療科教諭特別選考

個人面接	実技	試験	試験	試験
個人面接	英語スピーキング 英語リスニング 家庭実技 音楽実技 音楽実技 音楽実技	音楽実技 音楽実技 音楽実技	音楽実技 音楽実技 音楽実技	音楽実技 音楽実技 音楽実技
救急法等養護教諭として必要な実技	当日指定する議題についての集団討論	当日指定する簡単な日用品の設計、加工及び組立て	当日指定する題材に基づく絵画、彫刻等の制作及び作品についての説明	当日指定する楽曲の歌唱又は演奏、課題曲の歌唱又は演奏、課題曲の歌唱又は演奏、課題曲の歌唱又は演奏
表現力、判断力、積極性、人間性、人権意識、倫理観等	積極性、発言の内容、表現力及び技術力	発言の要旨を聴き取る能力及び当該要旨を書き取る能力	基礎的な知識及び技能、完成品の品質並びに製作又は調理に取り組む態度	歌唱及び演奏に関する技能、表現力並びに指導力

2 第二次試験

試験の項目	内容	評価の視点
個人面接Ⅱ等	個人面接及び適性検査	
集団面接	模擬授業及び討論	表現力、判断力、積極性、指導力、協調性、教育に関する熱意、教員としての適性等
小論文	小論文	

(二) 評価の方法
各試験の項目について、それぞれの評価の視点に基づき、各試験の項目ごとにそれぞれの成績の上位からS、A、B、C及びDの五段階に区分して評価します。

(三) 選考の方法
各試験の項目の評価の結果(第二次試験にあつては、第一次試験の選考の結果及び第二次試験における各試験の項目の評価の結果)に基づき、出願時の提出書類等を考慮しつつ、受験者の人物を重視して総合的に判断します。

十三 第一次試験の合格者の発表日等
平成二十二年八月十七日(火曜日)とし、同日午前九時に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、受験者全員に文書で結果を通知します。なお、不合格者に対しては、総合成績の上位からA、B、C、D及びEの五段階に区分した選考結果並びに受験者全員の各試験の項目の得点の上位からa、b、c、d及びeの五段階に区分した試験の項目ごとの評価結果を通知します。

十四 採用候補者名簿への登載等

- (一) 第二次試験の結果に基づき、採用候補者を採用候補者名簿に登載し、平成二十二年九月三十日(木曜日)午前九時に採用候補者名簿に登載された者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示します。
- (二) 第二次試験の受験者全員に文書で登載の有無を通知します。
- (三) 第二次試験の不合格者に対し、総合成績の上位からA、B及びCの三段階に区分した選考結果並びに第二次試験の受験者全員の各試験の項目の得点の上位からa、b及びcの三段階に区分した試験の項目ごとの評価結果を通知します。
- (四) 第二次試験の不合格者のうち、総合成績がAであるものに対しては、平成二十四年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第一次試験(平成二十三年度と同一の選考区分の校種等の教科(科目等)を志願する場合に限る。)を免除します。

(四) 採用候補者名簿に登載された者で大学院へ進学するために採用を辞退したもののうち、次のいずれにも該当するものに対しては、平成二十五年山口県公立学校教員採用候補者試験の第一次試験(平成二十三年度と同一の選考区分の校種等の教科(科目等)を志願する場合に限る。)を免除します。

- 1 平成二十五年三月三十一日までに大学院の修士課程を修了する見込みの者
- 2 平成二十五年三月三十一日までに教育職員免許法に基づき授与された各相当の専修免許状を有する者となる見込みの者

(五) 採用候補者の選考に当たっては、志願する校種等及び教科以外の校種等及び教科に係る普通免許状の取得状況、司書教諭の講習の受講状況並びに英語に関する能力に関する試験の成績についても考慮します。なお、平成二十三年三月三十一日までに当該普通免許状の取得ができない場合又は当該講習を修了することができない場合は、採用候補者名簿から抹消することがあります。

(六) 採用候補者名簿に登載された者のうち平成二十三年三月三十一日までに三の(一)の2又は4の普通免許状を取得する見込みの者が同日までに当該普通免許状の取得ができない場合は、採用候補者名簿から抹消します。

(七) 採用は、採用候補者名簿に登載された者のうちから必要に応じて決定します。

(八) 日本の国籍を有しない者については、任用の期限を付さない常勤の講師として採用します。

十五 給与

給料(義務教育等教員特別手当を含む。)は、原則として一月当たり次の表のとおり支給されますが、このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

資格	博士の学位を有する者	修士の学位を有する者	学士の学位を有する者	短期大学の学位又は準学士の称号を有する者
小学校	二七八、〇四六円	二三一、九六二円	二〇八、五二四円	一八二、三二二円
中学校	二九四、六九六円	二四七、〇二〇円	二二二、〇六〇円	一九四、一六五円
高等学校				
特別支援学校				

注 給料の月額は、平成二十二年四月一日現在のものです。

十六 その他

(一) 連絡場所を変更した場合又は就職その他の事情により志願を辞退する場合には、必ずその旨を山口県教育庁教職員課(電話〇八三一九三三―四五五〇)に連絡してください。

(二) この試験について不明な点がある場合には、山口県教育庁教職員課に問い合わせ

しつぱせし。



山口県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等を、次のとおりとする。

平成二十二年五月十四日

山口県選挙管理委員会 会長 田中 隆

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	考出日 (年月日)
島田教明政治経済懇話会	島田 教明	大田 雄二	防府市八王子1丁目7番28号		平成22、4、2
新山口市民倶楽部	末広 綾子	原 信義	山口市古熊1丁目6番11号		" " 9
西村まさみ山口県後援会	山内 高史	佐川 博	山口市小郡黄金町7番68号		" " 6
林泰行後援会	北山 邦興	林 昭男	防府市大字台道3450の1		" " 15
若佐賢治後援会	若佐 賢治	三木 健二	若園市車町3丁目21番10号		" " 21

山口県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりとする。

平成二十二年五月十四日

山口県選挙管理委員会 会長 田中 隆

政治団体の名称	異動事項	内容		考出日 (年月日)
		異動	旧	
	新			

自由民主党上関支部	代 表 者	右田 勝	片山 秀行	平成22、4、15
河村建夫宇部後援会	"	宮本浩一郎	末山 哲英	" " 27
	会計責任者	中本 喜弘	小笠原 治	
河村建夫君を励ます会	代 表 者	宮本浩一郎	塔野 功	" " "
	会計責任者	中本 喜弘	小笠原 治	
河村建夫美祢市後援会	"	藤井 允雄	三井 康司	" " "
このまちを変えたい市民フォーラム・長門	事 務 所	長門市西深川2038の2	長門市東深川19500の1	" " 12
清水あきと後援会	代 表 者	森脇 智一	山本 和之	" " 7
清水よしまさ後援会	"	中村 博	俵 義紀	" " 26
	会計責任者	清水 恭子	清水 正勝	
まつむら文彦後援会	名 称	まつむら文彦後援会	松村文彦後援会	" " 6
守永忠世後援会	代 表 者	阿部 和夫	阿部 清作	" " 1
安富法明後援会	事 務 所	美祢市秋芳町嘉万5030	美祢市秋芳町大字嘉万5030	" " 26

山口県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等を、次のとおりとする。

平成二十二年五月十四日

山口県選挙管理委員会 会長 田中 隆

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
風の会	佐野 益宏	宮野 修治	長門市東深川19669の10	平成22、4、10

津野啓子後援会	新藤 住江	津野健一郎	山陽小野田市大字都521の 3	平成21、 10、18
松本真一良後援会	松本真一良	河田 浩志	下松市潮音町 2 丁目11 番 7 号	平成22、 4、19

山口県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十二年五月十四日

山口県選挙管理委員会 上 符 正 頭

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		代表者の氏名	備考 (指定届出年月日)
		名 称	主たる事務所の所在地		
島田 教明	防府市長	島田教明政治経済懇話会	防府市八王子 1 丁目 7 番 28 号	島田 教明	平成22、 4、2

山口県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十二年五月十四日

山口県選挙管理委員会 上 符 正 頭

届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		備考 (資金管理団体でなくならなかった旨の届出年月日)
		名 称	主たる事務所の所在地	
松本真一良	下松市議会議員	松本真一良後援会	下松市潮音町 2 丁目11 番 7 号	松本真一良 平成22、 4、23